

## 徳島県情報公開審査会答申第55号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、次の部分については公開をするべきであるが、その余の決定は妥当である。

- (1) 「復命書(平成17年4月27日)」のうち、「立会人の役職及び氏名」
- (2) 「復命書(平成17年9月12日)」のうち、「対応者の役職及び氏名」、「汚泥排出会社の製造商品名」及び「汚泥発酵肥料の利用者氏名」

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成19年7月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「三好市井川町 農地に大量施肥された (株)製造の「肥料」なるものに関し、(1)地元の住民、各種団体、地方自治体から県によせられた苦情の申し出、要請、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(2)県の現地調査に関する業務報告書、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報(写真を含む。)(3)県の取っている措置に関する稟議、決裁にかかる一切の情報。(4)国(環境省、国土交通省など)の機関との協議、報告、指示に関する一切の情報。(5)業者に対する行政指導、改善命令、措置命令に関する一切の情報。(6)業者からの報告、要請、見解、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(7)三好郡井川町地内の産業廃棄物の不適正処理・不法投棄案件について、県の事務取扱要領などに基づき、廃棄物処理法の措置命令を発する権限をまかされている県職員の部局・官職と現在の当該職員の氏名。」の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成19年9月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書を別表に掲げる文書(以下「本件公文書」という。)と特定し、その内容について検討した結果、それぞれ同表に掲げる部分が条例第8条第1号又は第2号に該当すると判断し、当該部分を非公開とする公文書部分公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成19年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成19年11月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分は、非公開事由がないにもかかわらずなされたもので違法である。
- (2) 本件公文書のうち、1及び2で非公開とされている「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」については、組合（以下「本件組合」という。）の関係者にあつては、組合の業務として立ち会った者であり、株式会社（以下「本件法人」という。）の関係者にあつては、法人の業務として立ち会った者であり、個人として立ち会った者ではないから、個人に関する情報ではなく、条例第8条第1号に該当しない。

そして、これらを公表したとしても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどありえないし、具体的侵害のおそれも主張されていないから、条例第8条第2号にも該当しない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

#### 1 条例第8条第1号（個人に関する情報）の該当性について

本件公文書のうち、1及び2において、本件組合及び本件法人の「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」並びに対応者の供述部分のうちの「住民の氏名」を、3及び4において、要望書提出団体の「代表者の印影」を非公開とした。

このうち、「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」については、実施機関が現地での聞き取り調査をした時点において、実施機関への対応あるいは状況説明を現場で立ち会って行った者という特定の個人が識別される情報である。

また、「住民の氏名」及び「代表者の印影」についても、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報である。

そして、これらの情報はいずれも本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上から、本号に該当すると判断したものである。

## 2 条例第8条第2号（法人等に関する情報）の該当性について

本件公文書のうち、2において、「汚泥排出会社の製造商品名」を非公開とした。

本件情報は、本件法人が汚泥処理を受け入れている会社の汚泥の発生する製造商品名として復命されたものであり、単に具体的事例として取り上げられた一名称にすぎないため、本件情報を非公開としても、復命内容の判別に影響を及ぼすものではなく、逆に、これを公にすることにより、当該事業者の権利を害するおそれがある。

また、同じく2において、「汚泥発酵肥料の利用者氏名」を非公開とした。

本件情報は、本件法人の事業活動のうち、商取引に係る情報であり、利用者である肥料販売者にとっては、肥料をいくらで購入したという情報であり、同業者等に知られることにより、今後の商取引や肥料販売事業を阻害するおそれがある。

そして、いずれの情報も本号ただし書を適用すべき情報とはいえないことから、本号に該当すると判断したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書のうち、1及び2は、本件法人が、本件組合の農地である 農地に行った大量施肥行為（以下「本件施肥行為」という。）により水質汚濁があったとの苦情を受けて、本件組合及び本件法人の立ち会いのもと、実施機関による現地調査を行った旨の復命書であり、実施機関が職務上作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

本件公文書のうち、3及び4は、住民団体から提出された要望書に対する回答の立案文書であり、実施機関が職務上取得及び作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

### 2 条例第8条第1号の該当性について

#### (1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「八 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（「以下、「公務員等の職務遂行情報という。」）」を、ただし書の中に列記している。

(2) 「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」について

ア 一般に、役職及び氏名は個人に関する情報であるから、その非公開事項の該当性は本号の要件により判断することになる。

もっとも、異議申立人は意見書において、現地での現地調査の立会人として立ち会った者は、本件組合の関係者にあつては組合の業務として、本件法人の関係者にあつては法人の業務として立ち会ったのであり、個人として立ち会ったのではないから、個人に関する情報には該当せず、さらに、これを公表したとしても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどありえないし、具体的侵害のおそれも主張されていないから、条例第8条第2号にも該当しない旨主張している。

そこで、本件一連の役職及び氏名の非公開事項の該当性を何号の要件により判断すべきか検証する。

そもそも、法人等(条例第8条第2号に規定する「法人等」をいう。以下同じ。)は、そこに所属する構成員によってはじめて実態としての活動をなし得るものである。

そして、法人においては、業務執行権限を有する者の職氏名を登記するなどして公にして事業活動を行っており、民法上の組合や権利能力なき社団などの法人格を有しない団体においても、慣行として、業務施行権限を有する者の職氏名を公にして事業活動を行っている。

このような実態に着目すれば、法人等の業務執行権限者が当該法人等の事業活動の一環として行った行為は、当該法人等の行為そのものであり、それが職氏名とともに公文書中に記載されている場合、行為と職氏名は密接不可分のものということができる。

そこで、法人等の事業活動の一環として業務執行権限者の行った行為が、その職氏名とともに公文書に記載されている場合、当該行為はもとより、当該職氏名もまた、当該法人等に関する情報にあたるというべきであり、その非公開事項の該当性は条例第8条第2号の要件により判断すべきものと解する。

イ 本件組合の「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」について

(ア) 本件組合は、土地改良法第5条以下の規定により設立された土地改良区ではなく、同法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する数人の者により、

同法第95条に規定する徳島県知事の認可を受けて土地改良事業を行っている団体であることが認められる。

その団体としての法的性質は明確ではないが、土地改良法第95条第1項及び第2項の規定により、土地改良事業の認可申請には規約の作成が必要であり、さらに、土地改良法施行規則第72条第1項第4号の規定により、当該規約に代表者を定めるべき旨を定めなければならないことから、本件組合は条例第8条第2号に規定する「法人等」に該当するものである。

そして、少なくとも本件組合の代表者は、業務執行権限を有するのであるから、本件組合の事業活動の一環として本件組合の代表者の行為がその役職及び氏名とともに公文書中に記載されている場合、当該役職及び氏名は本件組合に関する情報にあたり、条例第8条第2号の要件によりその非公開事項の該当性を判断すべきである。

- (イ) 本件役職及び氏名は、本件公文書のうち、1及び2に記載されているものであるが、当該復命書の記載内容は、実施機関が本件組合及び本件法人の立ち会いのもとで行った現地調査に関するものであるから、かかる記載内容から判断すれば、本件組合の立会人は、本件組合の事業活動の一環として現地調査に立ち会ったものと見るのが相当である。

そして、当審査会がインカメラ審理を実施したところ、本件役職及び氏名は本件組合の代表者の役職及び氏名であることが確認された。

したがって、本件役職及び氏名の非公開事項の該当性は、条例第8条第2号の要件により判断すべきであり、実施機関が本号により非公開事項の該当性を判断したことは妥当でない。

なお、条例第8条第2号該当性については、後に検証する。

- ウ 本件法人の「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」について

上記イ(イ)前段と同理由から、本件法人の立会人は、本件法人の事業活動の一環として現地調査に立ち会ったものと見るのが相当である。

そして、当審査会のインカメラ審理により、本件役職及び氏名は、いずれも本件処分時における本件法人の取締役の役職及び氏名であることが確認されたところ、株式会社の取締役は、株式会社の業務執行権限を有する者にあたる（会社法第348条第1項）。

よって、本件役職及び氏名の非公開事項の該当性は、条例第8条第2号の要件により判断すべきであり、実施機関が本号により非公開事項の該当性を判断したことは妥当でない。

なお、条例第8条第2号該当性については、後に検証する。

- (3) 住民の氏名について

本件氏名は、県の聞き取り調査に対応した者の供述内容の中に記載されているもの

であり、その氏名の者自身が法人等の事業活動の一環として行った行為として記載されたものではない。

したがって、本件氏名の非公開事項の該当性は、本号の要件により判断すべきである。

そして、本件氏名は本号本文に該当し、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上から、本件氏名が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(6) 「 会会長の印影 」

本件印影は、 会の会長の個人印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

そして、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上から、本件印影が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

### 3 条例第 8 条第 2 号の該当性について

(1) 条例第 8 条第 2 号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、第 1 号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

ここにいう「法人」とは、営利法人のほか、法人格を有する法人すべてをいい、「その他の団体」とは、法人格は有しないが団体としての規約及び代表者の定めのあるものをいう。

また、「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものであり、例として、生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」とは、実施機関が主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を公開することにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきであり、その有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

(2) 本件組合の「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」について

ア 一般に、法人等に所属する者に関する情報は、当該法人等の内部管理の分野としてとらえられる情報であり、事業活動にどれだけの人員を確保し、どのような人物にどのような事務を行わせるかについては、当該法人等において、他者からの干渉を受けずに主体的・自律的に決定されるものである。

そうすると、法人等に所属する者の役職及び氏名に関する情報が当該法人等の意思にかかわらず公開されることは、その自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められる。

したがって、原則として、これを公開することは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといえる。

ただし、法令等の規定により何人にも公にし、又は公にすることが予定されている場合や、商慣習などに基づき、当該法人等が自ら広く一般に公にし、又は公にすることが予定されている場合には、これを公開しても当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれはないことから、かかる場合には法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

イ これを本件役職及び氏名について見た場合、本件役職及び氏名は、前述のとおり本件組合の代表者の役職及び氏名である。

そして、本件組合は法人格を有しない団体であることから、団体としての事業活動は代表者名義で行うのが通常である。

とすれば、本件組合においては、慣行として、代表者の役職及び氏名を広く一般に公にしていると認めることができる。

したがって、本件役職及び氏名を公開しても、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められないため、本号本文に該当しない。

ウ 以上により、本件役職及び氏名を非公開とした実施機関の判断は、その結論においても妥当でない。

(3) 本件法人の「立会人の役職及び氏名」及び「対応者の役職及び氏名」について

本件役職及び氏名は、前述のとおり本件法人の取締役の役職及び氏名である。

そして、株式会社にあつては、取締役の氏名が必要的登記事項とされており（会社法第911条第3項第13号）必要的登記事項の記載された登記事項証明書は、何人も手数料を納付してその交付を請求することができる（商業登記法第10条第

1項)。

また、役職についても、代表取締役は必要的登記事項であるし(会社法第911条第3項第14号)その他の取締役の役職名についても、必要的登記事項ではないにしろ、商慣習により、取締役の役職名(内部的職制)も併せた名称を使用して対外的事業活動を行っているのが通常である。

そうすると、取締役の役職及び氏名は、法令又は慣習により、何人にも公にし、又は公にすることが予定されている情報ということができ、これを公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる。

よって、本件役職及び氏名は本号に該当せず、これを非公開とした実施機関の判断は、その結論においても妥当でない。

(4) 「汚泥排出会社の製造商品名」について

ア 実施機関の説明によると、本件情報は、本件法人が汚泥を受け入れていた会社の汚泥発生元である製造商品名として復命されたものである。

この点、当審査会がインカメラ審理により確認したところ、本件情報は、特定の汚泥排出事業者名を識別できる情報であると認められた。

そうすると、本件情報が公にされることにより、本件法人及び汚泥排出事業者の取引先情報が公にされ、また、汚泥排出事業者において製造する商品に対する評価の低下を招くことから、当該事業者等の競争上の地位等を害するおそれがある、ということも考えられなくはない。

イ 確かに、一般に法人の有する取引先情報は、当該法人の社会的信用や生産技術、営業技術などを駆使して作り上げられたものであり、当該法人の市場における競争上の地位を支える根幹的情報ということが出来る。また、法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報ということも出来る。

よって、法人の有する取引先情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、特段の事情のない限り、原則として本号本文に該当する。

しかし、産業廃棄物の排出事業者名及び排出先事業者名については、これが公にされたとしても、当該事業者が法に基づく適正な処理をしている事実が判明するにすぎず、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記特段の事情が存するものといえるため、取引先情報として公にされたとしても、本号本文には該当しない。

ウ また、そもそも、法人における商品製造過程では、何らかの産業廃棄物が発生するのは当然のことであり、その製造商品が食品である場合には、産業廃棄物として汚泥が発生することもまた、当然のことである。

そうすると、具体的な製造商品名が汚泥発生元として公にされたとしても、それをもって当該製造商品に対する評価の低下を招くということは、客観的には認

められない。

エ 以上から、本件情報は本号本文に該当せず、これに該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

(5) 「汚泥発酵肥料の利用者氏名」について

本件氏名は、事業を営む個人の名称であり、本件法人の取引先として記載されているのであるから、本件氏名は事業を営む個人の事業情報と同視することができるものといえる。

したがって、本件氏名の非公開事項の該当性は、本号の要件により判断すべきである。

この点、本件氏名が公にされても、本件法人との取引があったとの事実が明らかになるに過ぎず、具体的な取引量や取引金額が明らかになるものではない。

そして、前述のとおり、特段の事情のない限り取引先情報は本号に該当するものであるが、本件氏名の個人事業者は、本件法人が製造する汚泥発酵肥料の小売販売を行っていたものであるから、本件法人との取引は公知の事実であったといえる。

よって、上記特段の事情が存するものといえるため、本号本文に該当しない。

以上から、本件情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

#### 4 その他

異議申立人は、口頭による意見陳述の際、農地法違反に係る原状回復についての具体的指導内容がわかる公文書を公開してもらいたい旨主張したが、本件事案における異議申立ての内容には、対象公文書の特定に関する主張がない。

したがって、申立てのない事項に関する主張であり、これを認めることはできない。

なお、この点に関し、当審査会で調査を行ったところ、本件組合と本件法人との間で問題となったのは農地法第3条違反であり、異議申立人の主張する現状回復命令の対象ではなく（同法第83条の2）、異議申立人の主張する公文書は存在しないことが確認された。

#### 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年11月 8日	諮問

12月12日	実施機関からの理由説明書を受理
平成20年 1月 4日	異議申立人からの意見書を受理
2月27日	審議（第52回審査会）
3月24日	審議（第53回審査会）
4月25日	審議（第54回審査会）
5月23日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第55回審査会）
6月27日	実施機関からの口頭理由説明、審議 （第56回審査会）
7月25日	審議（第57回審査会）

別表

番号	公文書の件名	非公開部分
1	復命書（平成17年4月27日）	組合の「立会人の役職及び氏名」
		株式会社の「立会人の役職及び氏名」
2	復命書（平成17年9月12日）	組合の「対応者の役職及び氏名」
		株式会社の「対応者の役職及び氏名」
		「住民の氏名」
		「汚泥排出会社の製造商品名」
		「汚泥発酵肥料の利用者氏名」
3	要望書に対する回答について（平成17年12月5日）	要望書提出団体の「代表者の印影」
4	要望書に対する回答について（平成17年8月31日）	要望書提出団体の「代表者の印影」